



# 雄物川上流



No.256 発行日 平成29年2月28日  
国土交通省 東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所 十文字出張所  
〒019-0522  
横手市十文字町字西上38-3  
TEL 0182-42-0109  
FAX 0182-42-2881

## 灯油の流出事故多発！！

今年の冬も、十文字出張所に入った油流出事故情報は、9件(昨年11月～)となっており減ることがない状況です。この中で最も多く発生しているのが、一般家庭からの灯油の流出事故です。まだまだ、暖房などで灯油を扱う日が続きますので、これまで以上に取り扱いに十分注意していただきたいと思います。

また、落雪によりホームタンクや配管の損傷など日頃の管理に気をつけましょう。

万が一、油流出事故を起こしてしまったり発見したときは、お近くの警察署、消防署、各市町、または十文字出張所までご連絡ください。



① オイルフェンス設置設置状況



② オイル吸着マット設置設置状況



③ ホームタンクからの小分け作業時に多く発生

## 河川にゴミを捨てないでください！！

家庭で不用になったゴミなどが河川に捨てられると、次のような問題が発生します。

河川にゴミが捨てられると…

- ◆ 洪水時に下流に流されて、下流の住民の皆さんが迷惑します。
- ◆ 水質が汚染され魚類のへい死など生態系に影響を与えます。一方では、上水道の取水停止などにより生活にも影響が出ます。
- ◆ 自然景観が破壊され、癒しの空間が台無しになります。

ゴミを河川などに捨てる行為は『**不法投棄**』となり法律で罰せられます。またゴミを焼くことは、人体に有害なダイオキシンが発生する場合があります、禁止されています。絶対にやめましょう。



悪質な不法投棄は  
警察で捜査します！

### 【不法投棄の罰則】

- ◆ 河川法(河川法施行令第16条の4)違反  
→ 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反  
→ 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰則

※ゴミは各市町で定められたルールに従って処分するようにお願いします。